

2020年夏季・一時金要求に関する交渉

1. 交渉経過

第1回交渉

日 時：令和2年5月19日（火） 18:30～19:19

場 所：市役所4階 入札室

参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長 他6名）

市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）

交渉内容：夏季・一時金要求に関する主旨説明、基本姿勢の確認、働き方改革の取組みなど

第2回交渉

日 時：令和2年5月28日（木） 18:24～18:31

場 所：市役所4階 入札室

参 加 者：組合側（執行委員長、副執行委員長 他6名）

市側（総務部長、人事課長、人事課長代理）

交渉内容：2020年夏季・一時金要求に対する回答

2. 交渉結果

組合要求事項	市側最終回答
1. 夏季一時金として、全職員に 2. 86 カ月プラス一律 45,000 円を支給すること。	1. 夏季一時金については、期末手当 1.3 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.25 か月とする。
2. 人事評価制度は、職場支配・職場分断・職員間競争ではなく、人材育成・市民サービス向上を目的としたものにすること。また、賃金・一時金反映は中止すること。	2・3 人事評価制度については、今後とも十分な労使協議を行い、一方的実施はしない。人材育成に資するため、必要な協議は十分に行っていくが、地方公務員法の規定に基づき、人事評価制度に関する実施要領のとおり、評価の処遇反映及び評価結果の活用を行っていく。
3. 人事評価制度については、 ①係員については業績評価を中止すること。 ②公平・公正性の確保、客観性・合理性のある評価基準の確立、評価結果の詳細の本人への開示、部局単位での評価結果の公表を行うこと。 ③結果に対する苦情の申し出や修正等の権利保障を行うこと。 ④目標設定にあたっては、個人面談ではなく、職場会議を行うこと。 ⑤人事評価制度の見直しについての労使協議を実施すること。	
4. 一時金における職務・職階給などによる差別支給制度は撤廃し、全職員に一律大幅増額をすること。	4 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
5. 一時金は、勤勉手当を廃止し、すべて期末手当のみで支給すること。	5 勤勉手当を廃止する考えはない。
6. 再任用職員、会計年度職員の一時金についても、職員と同様に支給すること。	6 再任用職員の夏季一時金については、期末手当 0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175 か月とする。会計年度任用職員の夏季一時金については期末手当 1.3 か月とする。
7. 育児休業中の職員に、一時金を全額支給すること。および、いかなる不利益扱いもしないこと。	7 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
8. 夏季一時金は、6月30日までに一括	8 夏季一時金の支給日は、6月30日とす

支給すること。	る。
9．夏期特別休暇は8日に復元すること。	9 夏季特別休暇については、6日とする。 取得については、昨年同様1日単位とする。なお、夏季期間中の半休等は年次休暇で対応していただきたい。
10．サービス残業をなくすこと。超過勤務を行った際には、適正な処理をすること。	10 サービス残業は違法であり、根絶するまで指導の徹底を図る。超過勤務の適正処理は当然のことであり、そのために必要なことは引き続き努力する。
11．自治体として果たすべき業務に必要な専門職、事務職員を採用によって補充すること。	11 市民サービスを維持向上させるために、職員採用試験の実施や適切な人員配置に向け努力する
12．日本国憲法を堅持し、国民主権・恒久平和・民主主義・基本的人権の尊重・地方自治等の日本国憲法の理念・原理を国民のくらしに生かすこと。	12 現憲法を遵守していく姿勢に変わりはない。今後とも地方自治の本旨に基づいた行政運営に努める。
	<p>※1 生活改善については、改善の必要性を認識し、秋闇、賃金確定時の中で具体的に実施できるよう引き続き努力する。</p> <p>※2 職場改善については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の心身の健康を守る立場から、管理職員も含め、超過勤務の実態を正しく把握し、あらゆる方策を通じて過重な超過勤務の解消に努めていく。 ○ 休暇については、5日以上の計画的な年次有給休暇の取得及び夏季休暇の取得について、できる限りの手段を講じていきたい。 ○ 「(守口市版)働き方改革」を推進し、すべての職員が働きやすい職場環境づくりを目指し取り組んでいく。